（公有水面埋立法施行規則の一部改正）

第七十三条　公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

別記様式第三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第四及び別記様式第五中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第六中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第七及び別記様式第八中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第九中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

（生産緑地法法施行規則の一部改正）

第七十四条　生産緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「（第一条関係）」を「（第四条関係）」に改め、「印」及び備考６を削る。

（新都市基盤整備法施行規則の一部改正）

第七十五条　新都市基盤整備法施行規則（昭和五十年建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）」に改める。

別記様式第二、別記様式第三、別記様式第五、別記様式第七から第九まで及び別記様式第十三中「㊞」を削る。

別記様式第十四中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考８までを一ずつ繰り上げる。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第七十六条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第二中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第四中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第七中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第八及び別記様式第九中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第十二中「㊞」及び備考３を削る。

別記様式第十三中「㊞」及び備考を削る。

別記様式第十三の二中「印」を削る。

別記様式第十四中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第十五中「㊞」及び備考を削る。

（船舶油濁等損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第七十七条　船舶油濁等損害賠償保障法施行規則（昭和五十一年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」に、「代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」に改め、注８を削る。

第二号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」に、「代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」に改め、注６を削る。

第四号様式中「印」及び注４を削る。

第五号様式中「印」及び注３を削る。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第七十八条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二中「印」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正）

第七十九条　船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考３を削る。

第二号様式及び第三号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第四号様式中「印」及び備考３を削る。

第七号様式中「㊞」及び備考を削る。

（土地区画整理士技術検定規則の一部改正）

第八十条　土地区画整理士技術検定規則（昭和五十七年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「明治　大正　昭和」を削る。

様式第二中「㊞」及び「明治　大正　昭和」を削る。

様式第四及び様式第六中「㊞」及び注を削る。

様式第八中「明治　大正　昭和」を削る。